

厚生労働大臣の定める揭示事項（令和7年2月1日現在）

I 入院基本料について

当院では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

III DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっております。

※ 医療機関別係数 1. 4491

（DPC 標準病院群 基礎係数 1. 0451 + 機能評価係数 I 0. 3267
+ 機能評価係数 II 0. 0647 + 救急補正係数 0. 0126）

IV 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

V 当院は関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

記

1) 入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。（適時の食事の提供に関しては、実際に病棟で患者に夕食が配膳される時間が、原則として午後6時以降としております。）また予め定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。

（当院では選択メニューの負担額はありません。）

[入院時1食あたりの負担額]

区 分		令和6年6月1日より
①	一般の方	490円
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	230円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	110円

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- 一般病棟入院基本料（急性期一般1）
- 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- 診療録管理体制加算2
- 医師事務作業補助体制加算1（20対1補助体制加算）
- 急性期看護補助体制加算（25対1看護補助者5割以上）
- 看護職員夜間（12対1配置加算1）
- 療養環境加算
- 摂食障害入院医療管理加算
- 医療安全対策加算1 医療安全対策地域連携加算1
- 感染対策向上加算1 指導強化加算、抗菌薬適正使用体制加算
- 患者サポート体制充実加算
- データ提出加算2-イ
- 入退院支援加算1
- 入退院支援加算3
- 小児特定集中治療室管理料 早期離床・リハビリテーション加算
- 新生児特定集中治療室管理料2
- 新生児治療回復室入院医療管理料
- 小児入院医療管理料1
プレイルーム加算（保育士1名、2名）、無菌治療管理加算1、養育支援体制加算
- 入院時食事療養（I）／生活療養（I）
- 救急医療管理加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- 地域医療体制確保加算

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- 歯科疾患管理料の注 11 に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に掲げる救急搬送看護体制加算 1
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料 I
- 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- 持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
- 遺伝学的検査
- 骨髄微小残存病変量測定
- 検体検査管理加算 (I) (IV)
- 遺伝カウンセリング加算
- 胎児心エコー法
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 脳波検査判断料 1
- 神経学的検査
- 補聴器適合検査
- ロービジョン検査判断料
- コンタクトレンズ検査料 1
- 小児食物アレルギー負荷検査
- CT 撮影 / MRI 撮影
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 無菌製剤処理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料 II (初期加算、急性期リハビリテーション加算)
- 運動器リハビリテーション料 I (初期加算、急性期リハビリテーション加算)
- 呼吸器リハビリテーション料 I (初期加算、急性期リハビリテーション加算)
- 障害児 (者) リハビリテーション料
- 歯科口腔リハビリテーション料 2
- がん患者リハビリテーション料
- 児童思春期精神科専門管理加算
- 療養生活継続支援加算
- CAD / CAM 冠
- 頭蓋骨形成手術 (骨移動を伴うものに限る。)
- ペースメーカー移植術・交換術
- 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 (胃瘻造)
- 輸血管理料 II
- コーディネート体制充実加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 麻酔管理料 (I) (II)
- 下肢創傷処置管理料
- 高エネルギー放射線治療
- クラウン・ブリッジ維持管理料

- 移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
- 酸素の購入単価
- 同種クリオプレシピテート作製術
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- 先天性代謝異常症検査
- 小児運動器疾患指導管理料
- 在宅療養後方支援病院
- 腎代替療法指導管理料
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの）
- こころの連携指導料（Ⅱ）
- 抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
- ストーマ合併症加算
- 看護職員処遇改善評価料115
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料163
- 重症患者搬送加算（救急搬送診療料の注4）

VI 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

1) 特別療養環境の提供

号室	使用料	主な設備／備品
421	4,830	テレビ
501	4,830	テレビ、ソファベッド
601	4,830	テレビ、ソファベッド
705	4,830	テレビ、ソファベッド、トイレ

2) その他保険外負担に係る費用（千葉県病院事業の設置等に関する条例に係る料金のうち局長が定める額）

区分			金額		
診療料（その他）	ノロウイルス検査（保険診療に該当しない患者に実施する場合）		3,230		
	風疹抗体検査 麻疹抗体検査	グロブリンクラス別 ウイルス抗体価検査	4,690		
		ウイルス抗体価検査	3,110		
	面談料		5,850		
	セカンドオピニオン	基本料金	8,600		
		画像診断料	4,950		
	画像情報（CD-R提供）		2,750		
	リング カウンセ	1時間未満		6,730	
		1時間を超えて30分ごと		3,360	
	遺伝外来 検査	ルビンシュタイン・テイビ症候群検査 （FISH法）		26,400	
		簡易型先天SNPアレイ染色体検査		97,340	
		ALDH2遺伝子多型解析検査		16,500	
		検査に伴う採血料（1回につき）		1,010	
		ヒト遺伝子 単一エクソン 解析 （sanger 法）	検査箇所数	1	16,500
				2	28,600
				3	40,700
				4	52,800
5				64,900	
1箇所追加				12,100	
がん関連遺 伝子のシン グルサイト 解析	検査箇所数	1	11,000		
		2	14,300		
		3	17,600		
		4	20,900		
		5	24,200		
		1箇所追加	3,300		
かるがも母子 ショートステイ （産後ケア費）	入院（1泊）		8,960		
新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬	エバシエルド		3,100		

死体検案料	診療時間内	13,690
	診療時間外	17,270
	深夜	24,420
死亡時画像診断（患者家族または行政からの希望により実施する場合）		35,870
文書料	訴訟等関係診断書（保険会社等の指定様式）	5,060
	訴訟等関係診断書以外の特別な診断書及び訴訟、保険又は年金に係る診療費明細証明書その他これに類する特別な証明書	3,080
	普通診断書及び普通証明書	1,760

3) 紹介状なしの受診について

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用として7,700円を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

また、病状の安定等により当院からかかりつけ医に紹介したにもかかわらず、引き続き当院に受診を希望された場合は、再診に係る費用として3,300円を徴収することになります。

この取り組みは、厚生労働省が地域の医療機関との機能の分化及び連携の更なる推進を図るために一定規模の医療機関に対して設定されているものです。

4) 入院期間が180日を超える入院

厚生労働省は「入院医療の必要性が低い患者側の事情により長期にわたり入院している者への対応を図る観点から、通算対象入院料を算定する保険医療機関への180日を超える入院については、患者の自己の選択に係るものとして、その費用を患者から徴収することができる」とこととしたため、入院基本料の基本点数等の15%は患者負担となります。一般病棟入院基本料急性期一般1は2,783円となります。

5) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）ならびに一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、後発医薬品のある医薬品については一般名処方（特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の有効成分名で処方箋を発行すること）を行う場合があります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

一般名処方を行うことで、医薬品の供給不足等が発生した場合にも、患者さんに必要な医薬品の供給がしやすくなります。その他にも、医薬品の処方変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備して、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

令和6年10月より長期収載品等について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ処方等した場合、長期収載品と後発品の価格差を踏まえ、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までを保険給付、4分の1相当分を選定療養の対象とします。

なお、状況によっては、患者さんへ処方する薬剤が変更となる可能性がございます。事前にご説明の上変更いたしますが、ご不明点などがありましたら医師・薬剤師などにご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

6) 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術に係る院内掲示

当院では、下記のとおり手術症例数があります。

区分	手術名	件数
1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	1
	イ 黄斑下手術等	0
	ウ 鼓室形成手術等	2
	エ 肺悪性腫瘍手術等	1
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
2	ア 靭帯断裂形成手術等	10
	イ 水頭症手術等	16
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ 尿道形成手術等	58
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	0
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	1
3	ア 上顎骨形成術等	3
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ 母指化手術等	2
	オ 内反足手術等	14
	カ 食道切除再建術等	1
	キ 同種死体腎移植術等	0
4	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	100
その他	ア 人工関節置換術	0
	イ 乳児外科施設基準対象手術	8
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	4
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	91
	オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

令和6年1月～令和6年12月実施件数